

国民健康保険の資格喪失後の受診による医療費の返還について

社会保険等への加入や金ヶ崎町外へ転出された方が、金ヶ崎町の国民健康保険（以下、国保）の資格がなくなったにもかかわらず、国保の保険証を使用して医療機関等を受診した場合は、いったん、国保から医療機関等へかかった医療費の給付分が支払われます。しかし、国保の資格がなくなっていますので、**国保が負担した保険給付部分は不当利得となります**。民法第703条（※）の規定により請求しますので、返還してください。

※民法第703条（不当利得の返還義務）：法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼしたものは、その利益の存する限度においてこれを返還する義務を負う

●医療費の返還とは？

国保の加入者が、医療機関等を受診する際は、窓口で保険証を提示することで窓口での負担が3割（一部2割）となり、残りの7割（一部8割）は、金ヶ崎町の国保から医療費の給付分として医療機関等に支払われます。

このため、**国保の資格喪失後の受診による不当利得の該当となった場合は、医療機関等へかかった医療費の給付分7割（一部8割）を金ヶ崎町の国保に返還していただくことになります**。

●返還方法

金ヶ崎町から「国民健康保険が負担した医療費の返還請求について」という通知書が送付されます。

通知書には「納入通知書兼領収書」、「受診した明細書」、「診療報酬明細書（開封厳禁）」が同封されていますので、指定期日までに通知に記載されているお近くの金融機関か役場で納付してください。

納付した領収書は、新たに加入した社会保険等に療養費の請求を行う際に必要です。再発行いたしませんのでなくさないようにしてください。療養費の請求方法については受診当時に加入していた社会保険等にご確認ください。

●保険証は正しく使いましょう。

医療機関等の受診時には、毎回保険証を提示してください。

就職や扶養に入ることによって社会保険に加入したり、町外へ転出するなど、保険証が変更になる場合は、その旨を医療機関等の窓口伝えてください。

社会保険加入や町外への転出などにより国保の資格を喪失する（した）場合は、資格の切り替えの手続きを**14日以内**にし、住民課の窓口へ国保の保険証を返却してください。

問い合わせ先

金ヶ崎町住民課 国保年金係 0197-42-2111